

# 通知預金規定(法人・ステートメント口)

株式会社新生銀行

## 1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上1円単位とします。

## 2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 第6条第4項および第5項ならびに第11条第2項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

## 3. (新生お取引レポート)

(1) 預入れあるいは払戻しが行なされた事実を証するため、当行所定の新生お取引レポート(以下「レポート」という。)を発行するものとし、通帳等は発行しません。

(2) レポートは、毎月の月末日を基準日とし、同一口座番号により取引される他の預金も含めて作成します。

(3) レポートにおける取引記載順序等の表示方法は当行の任意とします。

(4) レポートの記載対象となる預金の残高がなく、かつ当行所定の期間取引がない場合には、レポートの作成および発行は中止します。

## 4. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、その金額を通知預金元帳から引落とし、当店で返却します。

## 5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とします。

## 6. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、当行所定のお取引票に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してIDカードとともに提出してください。

(2) この預金は一口の一部を解約することができます。ただし、一口の解約は1日につき1回に限ります。

(3) 前項の一部解約の利息は、解約する元金につき第5条の定めにより計算します。一部解約後の残元金の解約についても同様とします。

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

②預金者が第9条第1項に違反した場合。

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5)-2 前項の定めに従い預金取引の停止を行った場合、同時に付利も停止できるものとします。預金取引の停止は、当行がこの預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)に基づく休眠預金等として取扱いを開始することも含めるものとします。

(6) 本条第2項、第3項、または第11条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、IDカードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、相当の事由がある場合には、当行がこの預金取引の停止の解除を認めないこともあります。

## 7. (届出事項の変更、IDカードの再発行等)

(1) IDカードや印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) IDカードまたは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはIDカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 8. (印鑑照合)

お取引票、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびIDカードは、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印（または届出の署名を）し、IDカードを添えて直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 第6条第4項および第5項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの預金取引を停止し、

または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C.自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E.その他上記 A から D に準ずる行為

- (3) 前項に基づく解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、かかる解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

## 12. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・

ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

### **13. (休眠預金等活用法について)**

この預金が休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当する場合は、この預金にかかる資金は、同法第4条に基づき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、当行ホームページ上に掲載する「休眠預金等活用法に係るお知らせ」の内容が適用されます。

### **14. (規定の変更)**

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の理由によりこの規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合は、当行は変更内容について店頭または当行ホームページへの掲示や郵送等適宜の方法で、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその適用開始日を告知することにより、これを変更できるものとします。かかる変更は、告知において定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2019年6月3日適用)

登録 No.7216 19.06